



2024年5月15日

各 位

会社名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表執行役社長 宮島 賢
(コード番号：2427 東証プライム)
問合せ先 執行役 梅原 正嗣
経営管理本部管掌
電 話 03-3286-4888(代表)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年4月15日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年4月15日付適時開示」といいます。)にて公表のとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年6月5日まで整理銘柄に指定された後、2024年6月6日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2024年4月15日付適時開示に記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、18,000,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
126,002,086株
(注) 2024年4月15日付の取締役会決議において決議した、2024年6月7日時点で消却する予定の2024年4月3日現在当社が保有する自己株式数(24,107株)を除いた株式数です。

④ 効力発生前における発行済株式総数
126,002,093株
(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2024年2月19日に公表した「2023年12月期決算短信〔IFRS〕(連結)」に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数

(126,026,200株)から、当社が2024年4月15日付の取締役会決議において決議した、2024年6月7日時点で消却する予定の2024年4月3日現在当社が保有する自己株式数(24,107株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
7株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
28株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることを見込まれる金銭の額

(i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社BCJ-78(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、公開買付者が東京証券取引所プライム市場に上場している当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、当社を非公開化することを目的とするいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として行われるものであること、当社株式が2024年6月6日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に本取引の一環として実施される、当社株式に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における買付け等の価格と同額である1,755円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者の氏名又は名称
株式会社BCJ-78

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることを見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を含む本取引の実行に係る資金を、公開買付者親会社である株式会社BCJ-77から出資を受けることで賄う予定とのことです。

当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、株式会社 BCJ-77 からの出資に関する 2024 年 2 月 26 日付出資証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。したがって、当社は、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いのための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024 年 6 月中旬を目途に、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2024 年 7 月上旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2024 年 8 月下旬から 9 月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は 2024 年 4 月 15 日付適時開示に記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 28 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 7 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）及び第 9 条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 13 条（定時株主総会の基準日）及び定款第 15 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である 2024 年 6 月 8 日に効力が発生するものとします。

3. 日程

本臨時株主総会開催日	2024年5月15日(水)
整理銘柄指定日	2024年5月15日(水)
当社株式の売買最終日	2024年6月5日(水)(予定)
当社株式の上場廃止日	2024年6月6日(木)(予定)
本株式併合の効力発生日	2024年6月8日(土)(予定)

以上